

令和4年度第2回石狩市手話基本条例推進懇話会議事録

日 時：令和4年10月21日（金）13：30～15：00

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2F リハビリ室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	澤田茂明	出席	委員	玉手千晶	出席
副会長	中 和彦	欠席	委員	青山 司	出席
委員	杉本五郎	出席	委員	長縄勇紀	出席
委員	大室彰子	出席	委員	町田あゆみ	出席
委員	神 由紀	出席	—	—	—

事務局	所属 氏名		所属 氏名	
	保健福祉部長	宮野透	保健福祉部障がい福祉課主査	山本健太
	保健福祉部障がい福祉課長	高井実生子	保健福祉部障がい福祉課主事	武田奏

傍聴者：0名

会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 会長挨拶
- ◇ 議事 <協議事項> 1 施策の推進方針見直し後の事業展開について
- ◇ その他
- ◇ 閉会

◇開会

【事務局：高井】

これより令和4年度第2回石狩市手話基本条例推進懇話会を開催します。

本日はマスク着用、室内の消毒と換気、一定の距離を保つなどの感染防止対策を行い開催させていただきます。

本日は中副会長が欠席となっております。

会議は最大で15時00分を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

◇会長挨拶

【澤田会長】

今回は、今年度に入ってからの方針の進捗状況について、内容や方向性について議論したいと思いますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いします。

◇ 議事

<協議事項> 1 施策の推進方針見直し後の事業展開について

【澤田会長】

協議事項 1 施策の推進方針見直し後の事業展開について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

資料 1 をご覧ください。

こちらは、第 1 回懇話会の「資料 5 施策の推進方針見直し後の施策事業の実施状況」について、委員の皆さまからいただいた意見をまとめたものです。質問などは除いています。

まず、「1 手話の普及啓発に関する事項」の「エ 事業所向け手話研修会」の項目では、企業を対象とした手話出前講座のアプローチに力を入れるべき。というご意見がありました。

次に、同じく「1 手話の普及啓発に関する事項」の「カ 市民が手話に親しむためのイベント」の項目では、聞こえないことの理解を深めてもらうために、イベントなどで聞こえないことを体験するブースを設置してはどうか。というご意見がありました。

最後に、「3 意思疎通支援の拡充」の「イ 手話通訳所の環境整備」の項目では、専任手話通訳者の職の安定を図るため、募集方法について改善すべき。というご意見がありました。

本日も、引き続き「施策の推進方針見直し後の施策事業の実施状況」について、ご意見をいただければと思います。

【澤田会長】

前回の懇話会では 3 つの意見がありました。

「1 手話の普及啓発に関する事項」の「エ 事業所向け手話研修会」ですが、昨年 6 月 4 日に障害者差別解消法が改正され、民間の事業者においても合理的配慮の提供が、努力義務から義務に変更となりました。この点からも、企業には手話出前講座も含めて考えていただけないかと思っています。

「カ 市民が手話に親しむためのイベント」は、石狩市社会福祉協議会が主催している「ふれあい広場」も対象となってくると思いますが、ここ 3 年間はコロナの影響で中止となっています。加えて、公民館の移転に伴い作業場所が無くなってしまいましたので、来年度の開催に向けての

課題となっています。

「3 意思疎通支援の拡充」の「イ 手話通訳所の環境整備」は、職の安定についてのお話でした。この3点について、ご意見をいただければと思います。

【長縄委員】

私は放課後児童クラブで勤務しているのですが、手話基本条例が制定された当時、クラブで何か取組みを行いたいと考えて、市の放課後児童クラブの担当部署である子ども政策課に相談し、障がい福祉課を紹介されたという経緯があります。

当時は、小中学校で手話出前授業を実施していることを知りませんでした。

企業についても、手話の出前講座があるということを知っているのかなという風に感じました。

企業に向けた周知はどのようになっていますか。

【事務局：山本】

手話出前講座は、まちづくり出前講座の中のメニューとして実施しています。このまちづく出前講座の周知と合わせて市ホームページなどで周知しているほか、手話出前講座単独で町内会回覧などで広く周知をしているところです。

ただ、直接企業に働きかけはしていませんので、そこが課題だと考えています。

【澤田会長】

広報では、毎年出前講座のメニューは掲載されますか。

【事務局：高井】

新規メニューのみで、継続メニューの掲載はしていません。

【玉手委員】

聞こえない人がいない企業が、手話出前講座を行う必要性はあまりないので難しいと思いますが、聞こえない人が働いている企業に、直接周知できれば良いと思いますが、聞こえない人が働いている企業を探すのは難しいので、商工会議所や新港の企業組合などに周知していくことが必要ではないかと思います。

【澤田会長】

商工会議所に加盟している企業は、新港も含めてたくさんありますので、効果はあると思います。

その中で、聞こえない人が働いている企業が取組んでくれると良いですね。

【杉本委員】

企業によっては、差別というか合意的配慮が十分ではないところがあると聞いています。例えば、就職面接では手話通訳者を付けてくれるが、会議や研修の時には手話通訳者を付けてくれないことがあるようです。

また、職場に聞こえない人が一人だけの場合は、お昼休みなどに周りの方と会話が出来ず寂しい思いをしていると聞きます。

【町田委員】

条例制定以後は、営利に関する話題に触れなければ、会社の会議に手話通訳者を制度派遣できるようになっています。派遣された会議の中で、急に営利に関する話題になった時は、手話通訳をしないという対応をしています。

すでに聞こえない人が働いている企業では、定期的な会議の際に手話通訳者の制度派遣を依頼されることもありますし、比較的理解が進んでいると思いますが、それでも孤独を感じている人も少なくないと思います。

条例があるまちとして、ここの理解を広げていく行動が必要だと感じています。

【澤田会長】

市内の企業に就職したいけど、意思疎通が図れないため面接を受けられないということは無いということですね。

【玉手委員】

企業の会議では、やはり売上げなど営利に関する話題が出てくると思いますので、手話通訳者を頼めないため、聞こえない人は情報を得られず困っていると思います。

スマートフォンのアプリで、音声を文字化してくれるものを使っている企業もあると聞いていますが、それは聞こえる人の声を文字化するだけで、聞こえない人の意見は届けられないんですよね。手話を読み取ることができないので、聞こえない人は孤立してしまいます。

「手話は言語である」ことが認められ、手話通訳者の派遣に関する制限が撤廃されれば解決するとは思いますが、現状では難しいことなんだと思います。

【澤田会長】

先ほども言いましたが、障害者差別解消法が改正されて、今後2年以内に企業においても合理的配慮が義務化されます。その時には、聞こえる人も聞こえない人も同等の情報が得られるようになっているのかなと思います。

【町田委員】

手話通訳者の制度派遣ができない場合の救済として、手話通訳問題研究会が存在しています。制度派遣は費用が掛かりませんが、手話通訳問題研究会に頼むとなると企業が費用を負担しなければなりません。

【杉本委員】

やはり孤独を感じて仕事を辞めてしまう人がいます。企業側にも聞こえない人のことを分かってほしいと思っています。聞こえる人も聞こえない人も平等な社会になることを願っています。

【玉手委員】

企業が人を採用するということが自体が営利に関わってくるので、企業が責任を持って費用面を負担してくれればよいのですが、財政面的にそうでない企業もあると思いますので、行政として営利に関わる部分には派遣できないというのは厳しいのかなと思いました。

私の知っている企業では、聞こえる人が働く仲間として、聞こえない人と手話で会話をして仕事をしているところがありますが、だからと言って、その人に通訳をお願いするというのは、また別の話になりますので、考え方としては、聞こえない人に対する情報保障の観点から必要性を考えていただければと思います。

【澤田会長】

手話基本条例が制定され、手話への理解が市民や企業に浸透していくことが大事だと考えてきました。情報保障をするためには、やはり手話への理解が必要です。

先週 10 月 14 日に、情報・コミュニケーション条例に係る検討委員会を傍聴しました。

この条例が制定されると、聴覚障がいの方だけではなく、障がいのある方が情報を共有できることになるんだろうと思います。

いずれにせよ、やはりまずは知っていただくことが入口になろうかと思います。

その手法の一つとして手話出前講座を周知するべきということが挙げられますが、以前から、年々手話出前講座の開催数が増え、講師もギリギリの人数しかいないと聞いていますが、その辺はどうでしょうか。

【事務局：山本】

小中学校の手話出前授業で年間 260 回ほどなので、平均すると平日は必ず 1 回どこかの学校で手話出前授業を実施していることになります。加えて、その他に放課後児童クラブや町内会などでの手話出前講座の回数を合わせると、300 回近く実施をしています。

委員の中にも、講師として携わっていただいている方がいらっしゃいますが、限られた人数で割り振りをしていますので、余裕がる状況ではありません。

【澤田会長】

企業に周知をした際には、可能な限り対応していただけるものとは思いますが、実施側の体制にも目を向けなくてはなりませんね。

他の意見はありませんか。

【玉手委員】

今年は中止となりましたが、ふれあい広場のステージ上で聴覚障がいだけでなく、他の障がいのことについても紹介できる場面があると良いと思います。

私自身、視覚障がいや知的障がいなどのことについて知らない部分がありますので、障がいに対する理解を深めるきっかけとなる内容があれば良いなと思いました。

【澤田会長】

手話出前講座では、聞こえないことについてお話していると思いますが、視覚障がいや知的障がいについても、同じように紹介するというイメージでしょうか。

【事務局：山本】

現在市では、令和6年4月1日の施行を目指して、情報・コミュニケーション条例の検討委員会を立ち上げています。

この条例は、障がいのあるなしに関わらず情報を取得できる町を目指した内容となる予定です。その方法として、例えば、聴覚障がいの方でしたら手話を言語としています。ですとか、視覚障がいの方には、紙の資料ではなく音声で伝えてください。ですとか、知的障がいの方には、難しい言葉ではなく優しい言葉でゆっくり伝えてください。漢字にはるびを振りましょう。というようなことを市民の皆様にご存知いただくための条例となります。

令和6年の施行のため、来年のふれあい広場で実施できるかはわかりませんが、条例が制定されれば、玉手委員がおっしゃっていたようなことも実施していけるのかなと思っていますし、もちろん、条例制定前でも先行してできることは実施していきたいと考えています。

【町田委員】

当事者の気持ちを尊重してということになりますが、当事者の方が社会に理解してもらいたいという気持ちを持っているのであれば、すぐにでも実施していただければと思います。

【澤田会長】

皆さん、他にご意見はございますか。

なければ、ここで 10 分休憩を取ります。

== 10 分休憩 ==

【澤田会長】

それでは、再開します。

資料の説明をお願いします。

【事務局：山本】

資料 2 をご覧ください。

こちらは、本年 3 月に令和 2 年度令和 3 年度の懇話会から石狩市に提出された提言書に記載されている施策事業の進捗状況をまとめたものになります。

まず「1 災害時の対応」の項目です。

「1 災害時の対応に関する手話出前講座」の「1 手話出前授業で実施している災害時のロールプレイの継続」については、手話出前運営委員会で内容を精査し継続して実施しています。

「2 聞こえない人が町内会の防災訓練や会合に参加し相互理解を深める」については、石狩市連合町内会連絡協議会に、手話通訳者・要約筆記者派遣制度について周知し、聞こえない人が参加しやすい環境づくりに努めました。

町内会の防災訓練ではありませんが、先日 10 月 13 日にりんくるで実施した消防訓練に、杉本委員にご参加いただきました。

当日は、火事が発生し、職員が館内利用者を避難場所へ誘導する訓練を行いました。通訳者ではない一般職員が身振りや手振りで杉本委員を誘導いたしました。

やはり実際に災害が起きた場面では、まずは手を引っ張ってでも安全な場所に誘導すること、命を第一に守ることが必要となります。

状況説明は、その後に筆談や通訳者を介して落ち着いて行えば良いことなどを体験しました。

後ほど、杉本委員にご感想をお聞かせいただければと思います。

「2 災害時に手話で情報取得のできる体制整備」の「1 広報や町内会回覧などによる聞こえない人に対する支援方法の周知啓発」については、町内会回覧「紙面で学ぼう！！石狩市の手話出前講座（災害編）」で、災害時における支援方法やこれまでの取組みを紹介しました。

なお、「紙面で学ぼう！！石狩市の手話出前講座」については、市民図書館の手話コーナーに常時備付けて、ご自由にお持ち帰りいただけるようにしています。

「2 災害時の情報取得のための情報提供方法の確立」については、これまで同様に、まずは避難行動要支援者制度により避難の支援を行います。

「3 避難所での情報保障のための遠隔手話通訳用タブレットパソコンの配置やコミュニティアプリ等の利用、筆談グッズの配置」については、筆談グッズの配置について、担当課と調整をしている段階となります。

次に「2 町内会、自治会等での手話の理解促進」の項目です。

「1 聞こえない人や手話についての理解促進を図る情報発信」の「1 聞こえない人と聞こえる人が集える場所の創出」については、コロナ禍により進んでいない状況です。令和2年度3年度の懇話会委員からは、市役所1Fロビーでの手話カフェに人を呼び込む方策などを聴力障害者協会や手話サークルと一緒に検討すべきと意見をいただいております。

「2 手話表現のみではなく聞こえないことを理解してもらうための動画配信」については、YouTubeチャンネルを開設し、手話単語については動画で配信をしていますが、聞こえないことを理解してもらう動画配信については、どのような手法が適切なのか検討しなければならないと考えています。

「3 親子が共に学べる講座の実施」については、すでに令和3年度から実施しています。

「2 地域活動に参加するための情報保障」の「1 町内会の会合や学校の行事などに参加する際の手話通訳者の派遣」については、石狩市連合町内会連絡協議会や市内小中学校に、手話通訳者・要約筆記者派遣制度について周知し、聞こえない人が参加しやすい環境づくりに努めました。

「2 町内会の既存イベントと連携した手話出前講座の実施」については、町内会回覧とは別に、石狩市連合町内会連絡協議会に、手話出前講座について周知しました。

次に「3 聞こえない子どもや保護者への支援」の項目です。

「1 聞こえない子どもが手話を習得できる環境整備」の「1 きょうだいや祖父母など、他の家族も含め手話を学ぶことが出来る環境整備」については、現状では必要としている世帯はありませんが、必要となった場合は、それぞれの個別ケースに基づき対応していくこととなります。

「2 保護者等が相談する際の体制整備」の「1 保護者の考え方を尊重した多様な選択肢の提供」については、りんくる障がい福祉課の窓口に、全日本ろうあ連盟作成のパンフレットを配置し、情報提供しました。

最後に「4 コロナ禍において必要な視点」の項目です。

「1 動画配信などによる周知啓発」の「1 集合せずに個々で学べる取組みの実施」については、手話動画のYouTubeチャンネルを開設し、二次元コードを広報表紙などに貼付けて周知しました。

「2 オンラインシステムの活用」の「1 遠隔手話通訳の必要性を鑑みたタブレットパソコンの公共施設などへの設置」については、市役所と各支所、病院、銀行、郵便局の合計13カ所にタブ

レットパソコンを設置しています。

「2 メリットデメリットを踏まえた、会議や研修会の開催方法の選択」については、一部、学校が主体でオンラインにより手話出前授業を開催するなど、それぞれの状況を踏まえて、適切に対応しました。手話の研修会については、手話表現を伝えることがオンラインでは難しい面があり、デメリットが大きいことから実施はしていません。

「3 情報保障のあり方の検証」の「1 緊急事態宣言などが解除された後の検証」については、当時、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間において、登録手話通訳者による病院通訳の制度派遣について、新型コロナウイルスの感染リスクを鑑み一部中止していました。そのため、制度派遣については、専任手話通訳者が全て行っていました。が、そもそも国から国民に対して行動制限があったため、制度派遣を利用する聞こえない人は少なく、利用したくても出来なかったケースはありませんでした。これは、一部ですが、聞こえない人にもお聞きしています。現在は、重症化リスクが低いとされているオミクロン株に変異していますが、当時は重症化する人、お亡くなりになる人も多く、未知のウイルスということもあり、制限をさせていただきました。今後、登録手話通訳者とも協議させていただきますが、再び不測の事態になった場合には、国からの情報などに注視し、適切な対応を心掛けたいと考えています。

図表の右端には、それぞれの進捗状況を記号で表しています。

○は、何かしらの事業を行っていることを表しています。△は、事業実施に向けて検討段階であることを表しています。×は、現状進んでいないことを表しています。○がついているから完全ということではなく、更にこういう手法も考えられるというご意見、もちろん△と×の施策事業についてもご意見をいただければと思います。

【澤田会長】

それでは、杉本委員に消防訓練の感想をお聞きします。

【杉本委員】

ろう学校の時に参加して以来となるので、60年振りに参加しました。

私は3階のベンチに座っていたのですが、職員が来て身振りや手振りで火事であることを伝えてくれて、手を引っ張って避難させてくれました。

私の妻は1階にいたのですが、消火器を持って走る職員を見て火事だと分かったと言っていました。妻のところにも別の職員が来て、身振りや手振りで火事であることを伝えてくれました。

館内全員が避難するまで6分かかったと聞きました。

本当に災害が起こった時に、どのように行動するべきかが分かる良い体験になりましたので、今後も続けてほしいと思います。

【澤田会長】

消防訓練は毎年実施しているので、来年もご参加いただければと思います。

それでは、資料2について、○△×のどの施策事業についてでも構いませんので、ご意見を願います。

【神委員】

×が付いている、「2 町内会、自治会等での手話の理解促進」の「1 聞こえない人や手話についての理解促進を図る情報発信」の「2 手話表現のみではなく聞こえないことを理解してもらうための動画配信」についてですが、過去に作成した動画が市のホームページに掲載されていますが、そういうものを YouTube にアップしたりですとか、小中学校での手話出前授業の中での講話の部分を動画にして企業に周知することができれば、企業側も時間があるときに見てくれて、必要性を認識してくれるかもしれない。そこから、手話出前講座の実施につながるかもしれません。学校での手話出前授業についても、事前に動画を見てもらうことができれば、講師が行った際には、さらに深く話しができます。

【大室委員】

もうひとつ×のついている、「2 町内会、自治会等での手話の理解促進」の「1 聞こえない人や手話についての理解促進を図る情報発信」の「1 聞こえない人と聞こえる人が集える場所の創出」についてですが、北海道手話通訳問題研究会で手話カフェを実施しているのですが、9月に札幌市の親子が来てくれました。子どもが手話に興味を持っていて、札幌市で手話が学べる場所を探していたけど見つからず、石狩市の手話カフェの情報を聞いたと言っていました。

その子どもは小学生だったので、札幌市から一人で手話カフェに通うのは難しいとは思いますが、手話出前授業の他にプラスして学べる場所があると良いのではないかと、北海道手話通訳問題研究会の中で話しをしていたところです。

【澤田会長】

こども未来館がオープンした当時、それまで土日に市民図書館を利用していた札幌市の親子が、札幌市にはあまり無い体験型の児童館ということもあり、市民図書館に来た際にこども未来館にも寄っていくようになりました。

芋づる式と言いますか、出前授業を受けてもっと学びたいと思い手話カフェに参加するといったように、利用者が増えていけば良いですね。

【大室委員】

つい先日、ふれあいの杜公園に新しい児童館が出来ましたので、そこでも手話を学べる場所を提供できれば良いのかなと思いました。

【町田委員】

手話出前授業で学んだ後にもっと学びたいと思っている児童生徒がいることが分かりましたが、いまは受け入れ場所がない状況ですので、ふれあいの杜児童館での講座も検討すべきだと感じています。

【澤田会長】

「4 コロナ禍において必要な視点」の「2 オンラインシステムの活用」の「1 遠隔手話通訳の必要性を鑑みたタブレットパソコンの公共施設などへの設置」では、市内の13カ所にタブレットパソコンを設置したとなっておりますが、これは「1 災害時の対応」の「2 災害時に手話で情報取得のできる体制整備」の「3 避難所での情報保障のための遠隔手話通訳用タブレットパソコンの配置やコミュニティアプリ等の利用、筆談グッズの配置」とは別と捉えるべきなのですね。

【事務局：山本】

避難所にタブレットパソコンを配置するということについて、電子機器については充電の問題が出てきます。先般のブラックアウトなどが起きると、そもそも充電ができず使用できなくなってしまいますので、それを考えた時に、まずは半永久的に使用できる筆談グッズを配置すべきと考えました。

【長縄委員】

私が勤務している放課後児童クラブでは、月に1回で年12回の手話出前講座を実施しています。その他、毎日10分程度、石狩市からいただいたDVDを見たり、テレビの手話番組を録画したものをしたり、手話歌に取り組んだりしています。

手話に興味を持っている子どもは、非常に楽しみにしていますので、継続して取り組んでいくことは本当に大事ななと実感しています。

手話出前講座のときに、指文字のカードを持ってきてくれることがあります。その原版をホームページなどに掲載していただければ、各自でプリントアウトして活用できるのかなと思いました。あとは、数年前に「いしかりっ子いきいきカルタ」というものが配られました。やはり、子どもたちは楽しむ中で自然と覚えていきますので、手話版や福祉版のカルタがあれば、放課後児童クラブや学校でも取り組むことができるのかなと思いました。

【事務局：山本】

いまお話しが合った「いしかりっ子いきいきカルタ」は、教育委員会で作成しました。

当時の小中学生に、「あ」ではじまる標語、「い」ではじまる標語といったふうに募集をして、行政だけではなく子どもたちと一緒に作り上げたものです。

当然、子どもたちも自分たちのものという意識がありますので、放課後児童クラブなどで活用されていたと記憶しています。

カルタの存在を思い出しました。すごく良いご意見ありがとうございます。

【澤田会長】

皆さん、他にご意見はございますか。

なければ、本日の議論はここまでといたします。

◇その他

【澤田会長】

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局：山本】

ご議論いただきありがとうございました。

今回の令和4年度令和5年度の懇話会では、前期懇話会からの提言に基づく施策事業、以前より実施している施策事業、それぞれの進捗確認やさらに必要な取組みについてご意見をいただくこととしています。施策事業の進捗確認については、来年度になってから令和4年度実績を報告したほうが議論をしやすいと思います。また、前回と今回でいただいたご意見を来年度に向けて検討し報告したほうが議論をしやすいと思います。

このことから、当初予定していた1月開催を取止め、来年度の早い段階での開催に変更させていただきたいのですがいかがでしょうか。

==== 反対意見なく、了承 ====

それでは、次回は年度が明けてからの開催といたします。

また、議事録案の作成が終わりましたら一度確認していただき、その後、議事録確定という流れで考えておりますので、よろしくをお願いします。

【事務局：高井】

それでは、長時間にわたってのご議論、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回石狩市手話基本条例推進懇話会を終了します。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和4年11月7日

石狩市手話基本条例推進懇話会

会 長 澤 田 茂 明
